資料４

# 「神奈川県手話推進計画」の令和２年度の取組状況について

| 施　　策 | 令和２年度の主な事業計画 | 現在の進捗状況・実績 | 今後の方向性 |
|---|---|---|---|
| １　手話の普及 | | | |
| (1)　県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解促進 | ○　市町村と連携した県民向け手話講習会の開催 | ○　全市町村に対して平成30年度以降の開催実績や、開催例などを示し、手話講習会開催の働きかけを実施<br>○　今後、希望のあった市町村と開催について調整するが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、中止又は中止の見込みが多い。 | ・　市町村での手話講習会の開催に向け、市町村の実情に応じた働きかけなどを行う。<br>・　若い世代へのろう者への理解を深めるため県内大学への働きかけについて今後検討する。 |
| (2)　各種広報を充実し、手話の普及啓発の推進 | ○　手話推進計画リーフレットの配布<br>○　県のたよりなど、県の広報媒体を活用した普及の実施 | ○　手話推進計画リーフレットを庁舎公開などのイベント等で配布予定であったが、庁舎公開や手話普及推進イベントが中止<br>○　手話による映画「咲む」についてかなチャンTV（県庁News ）で紹介 | ・　様々な広報媒体を活用しながら、引き続き、県民の手話への興味・関心を高める取組みを進める。<br>・　手話やろう者について、話題があれば適宜かなチャン TV（県庁News 等）で取り上げるよう働きかけを行う。 |
| (3)　イベント等を活用した手話の普及等の推進 | ○　手話普及推進イベントの開催 | ○　今年度の手話普及推進イベントは中止<br>○　市町村で開催しているイベントと連携した開催を検討(横須賀市) | ・　イベントに代わる取組みについて検討、実施する。<br>・　実施事業については可能な限り地域の当事者団体にも情報提供できるよう進めていく。<br>・　県内全域への普及啓発の拡大の推進に向けて今後検討する。 |
| ２　手話に関する教育及び学習の振興 | | | |
| (1)　児童・生徒の学びを充実 | ○　教育現場での学習教材の作成、提供<br>・　学習教材「手話を楽しく学ぼう！」の配付<br>・　動画「手話を楽しく学ぼう！」をホームページ上に掲載し配信 | ○　教育現場での学習教材の作成、提供<br>・「手話を楽しく学ぼう！」（リーフレット）を政令指定都市も含め、県内すべての公立小中学校、特別支援学校等の対象児童・生徒(小学校４年生及び中学校１年生)に配付、県立高校等１年生に配付<br>・　動画「手話を楽しく学ぼう！」を配信 | ・　当事者や通訳者等、手話に携わる方や学校職員に意見を求め、今後の指導内容等の参考とする。<br>・　様々な場で折に触れて啓発や情報の収集に努める。<br>・　発達段階に応じた指導の系統性について、教育局内で更なる連携を図る。<br>・　令和３年度に向けて、小中学生向けに手話やろう者の理解が深まるような冊子（データ）の作成について検討する予定。 |
| (2)　教員向けの手話研修を充実 | ○　教員向けに手話研修を実施<br>＜基本研修＞<br>１「初任者研修講座（高等学校・特別支援学校の教諭、養護教諭）」の宿泊研修において、手話講座を実施<br>２「初任者研修講座（特別支援学校）」の中で、県立平塚ろう学校教員の模範授業を実施<br>３　「５年経験者研修講座（全校種）」中で指導主事による手話の講習を実施<br>４　「中堅教諭等資質向上研修講座（全校種）」の中で指導主事による手話の講習を実施<br>＜指定研修＞<br>５「特別支援学級新担当教員研修講座」の中で障害種別の６講座の一つとして「聴覚障害のある児童・生徒の理解と指導」を設定し、県立平塚ろう学校教員による講義と実践報告を実施<br>＜自己研鑽のための研修＞<br>６「聴覚障害者理解のための研修講座～手話などの情報保障や支援～」を実施<br>○　指導資料「小・中学校における手話に関する取組事例集」の作成、啓発資料の配付<br>○　指導資料「高等学校における手話に関する取組事例集」の作成<br>○　啓発資料（「５月は手話月間です」）の配付<br>○　教職員対象手話講演会の開催<br>○　各校における研修会実施に係る講師派遣費用（補助）再配当 | ○　教員向けに手話研修を実施<br>＜基本研修＞<br>１　宿泊研修を机上研修に変更し、手話動画視聴と資料提供により実施中（484人受講予定）<br>２　8/21に実施（125人受講）<br>３・４　新型コロナウイルス対応の影響で、集合研修が中止または机上研修になり未実施（9/15現在）<br>＜指定研修＞<br>５　机上研修に変更し、難聴学級担任５人が受講<br>※机上研修：受講者が講座会場に集合して実施する研修ではなく、受講者の所属校等で配信・配付された資料を用いて実施する研修<br>＜自己研鑽のための研修＞<br>６　8/21に実施（24人受講）※ろう・難聴の教員も講師を担当<br>○　手話月間に啓発用資料を配付し、手話教育についての啓発を図ることができた。<br>○　指導資料を作成・周知し、教員の指導の充実を図った。<br>○　12月に教職員対象手話講演会を実施予定<br>○　要望のあった学校に講師派遣費用（補助）の再配当<br>○　県立ろう学校において、情報保障のための手話通訳者を配置（３名）<br>○　県立ろう学校において、令和２年度新たに手話による指導力向上を目的に、手話アドバイザーを配置し、全学部の授業づくりの指導・支援を実施（１名） | ・　様々な場で折に触れて啓発や情報の収集に努める。<br>・　「小学校・中学校における手話に関する取組事例集」の好事例（例：ろう者の生徒とそれ以外の生徒の交流等）のより効果的な発信等を検討する。<br>・　「高等学校における手話に関する取組事例集」では、教科外の取組事例をできる限り収集し紹介する。<br>・　手話やろう者への理解促進に向け教員研修で引き続き取り組んでいく。<br>なお、教員研修においては、企画時の当事者への意見確認や講師依頼を行っており、引き続き取り組んでいく。併せて、手話に関する取組事例集を用いて、ろう学校以外での当事者を呼んだ取組み等、今後も発信を行い、啓発や情報収集に努める。<br>・　教育センター等における手話研修の系統的なカリキュラムについては、研修担当が汎用性のある研修を行う以上の対応が難しいが、今後も手話に関する研修に取り組んでいく。<br>・　県立ろう学校においては、今年度から手話アドバイザーを配置し、当初は新着任者へのアドバイスを中心に行っていたが、経験者であってもアドバイスを必要とするケースもあるなど、校内でのニーズは高く、今後も手話による指導力向上を目的として、手話アドバイザーの配置を引き続き行っていく。<br>・　県立ろう学校において、情報保障のための手話通訳者の配置を引き続き行っていく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (3) | 手話を学ぶためのしくみを充実 | ○　手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」の増刷<br>○　手話学習用動画の配信<br><br>新　聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業の実施 | ○　手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」の増刷〔継続〕<br><br>○　聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業の実施<br>（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、延期していたスタッフ研修の実施、手話交流会の準備等）<br>＜参考＞県立ろう学校での取組み<br>「乳幼児相談・指導」として聴覚に障害のあるお子さんと保護者の方がよりよい関係を築き、お子さんの健やかな成長をはかれるように支援することを目的に個別相談・指導、グループ相談・指導、行事を行っている。<br>また、地域の保育園、幼稚園への巡回相談を行っている。<br>令和２年度　７月までの実績：０歳－３件、１歳－15 件、２歳－25 件 | ・　これまで作成した手話学習用動画や手話学習用冊子の周知に努めるともに、令和３年度に向けて、小中学生向けに手話やろう者の理解が深まるような冊子（データ）の作成について検討する予定。<br>・　聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業を教育機関等とも連携して実施し、ろう児とその保護者が早期に手話に出会い、その理解が深まるように努めていく。<br>・教育機関等とも連携して取り組めるようにする。 |
| **３手話を使用しやすい環境の整備** | | | | |
| (1) | 日常生活において手話を使用できる機会の充実 | ○　県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳<br>○　事業者による手話講習会等の開催<br><br>○　県職員向け手話講習会の開催<br>○　県民意見反映手続きに係る手話の対応<br><br>○　知事定例記者会見の手話付き動画の県ホームページの掲載 | ○　県合同庁舎等 10 ヶ所でタブレット端末を活用した手話通訳を実施<br>○　事業者等による手話講習会の開催<br>・　県民・事業者の行う手話講習会へ手話講師を派遣<br>・　若い世代、多世代への働きかけのため、幼稚園や保育園の行う絵本を活用した手話講習会（読み聞かせ）へ手話講師を派遣<br>※　周知するも、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で進捗が難しい。<br>○　県職員向け手話講習会を下半期に開催予定（上半期は中止）<br>○　県民意見反映手続きに係る手話の対応<br>・　県計画へのパブリックコメントについて、手話を撮影・録画したＤＶＤでの意見受け付け<br>・　保健福祉関係の計画についてパブリックコメント実施に係る手話動画を作成予定<br>○　知事定例記者会見の手話付き動画の県ホームページの掲載 | ・　タブレット端末を活用した県機関（合同庁舎等 10 ヶ所）での手話通訳について、配置箇所を見直し、パスポートセンター等へ新たに配備した。さらなる周知に努めるとともに、引き続きろう者が利用しやすいタブレット端末の設置場所を検討する。<br>・　手話講習会は、実施状況や実施後の取組み状況を確認しつつ、これまで手話講習会を開催していない業種に働きかける。<br>・　県職員向け手話講習会は、今まで手話に触れたことのない職員を対象に、初級編を下半期に開催する。<br>・　パブリックコメントの実施に係る動画作成にも引き続き取り組むが、概要版作成は県計画スケジュールから対応が難しい。なお、意見提出については今年度も、手話での提出が可能となっている。<br>・　日常生活において手話を使用できる機会の充実のために、行政や様々な主体において課題を共有していく。 |
| (2) | 非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進 | ○　救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知 | ○　救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知と合わせて、防災や安全、医療等を担っている関係機関に対して手話への理解を広げられるよう働きかけを実施<br><br>新　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ろう者が帰国者・接触者外来等を受診する際に、遠隔手話サービスを利用できるよう体制を整備 | ・　救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知を図るとともに、防災や安全、医療等を担っている関係機関に対する手話への理解を広げられるよう手話講習会実施の働きかけを実施<br>・　避難所等で、非常時にろう者と意思疎通できる環境整備の推進<br>・　新型コロナウイルス感染症に係る遠隔手話サービスについて、入院時や簡易宿泊療養施設での利用が可能となるよう調整するともに、その円滑な運用に向けて今後も必要な調整を進めていく。<br>・　２次元バーコードによる遠隔手話サービスの範囲拡大について、当面は新型コロナウイルス感染症対策を中心とした対応範囲の更なる拡大を検討する。 |
| (3) | 手話通訳者の計画的な養成 | ○　手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会、手話通訳者指導者養成研修会及び盲ろう者通訳・介助員養成講習会の開催<br><br>○　意思疎通支援担当者研修会の開催 | ○　令和元年度修了(認定)者数<br>手話通訳者（受験予定者）18 人、<br>要約筆記者 17 人、盲ろう者通訳・介助員 26 人<br>（参考：横浜市及び川崎市の修了（認定）者数を含めた数<br>手話通訳者 27 人、要約筆記者 31 人、盲ろう者通訳・介助員 26 人<br>※　政令市への聴取による数字を足しあげた参考数字）<br>○　意思疎通支援担当者研修会の開催<br>令和２年３月開催予定（例年２回の内容を１回に集約） | ・　手話通訳者全国統一試験の合格率を上げるため、養成講習会の実施方法を見直すこととし、平成 31 年２月から新たな体系の養成講習会を開始している。<br>・　手話通訳者の養成については、新たな体系の養成講習会を引き続き実施し、着実に手話通訳者の養成を進めていく。 |
| (4) | 手話通訳者が派遣される機会等を拡充 | ○　県主催イベント等に手話通訳者を配置 | ○　県主催イベント等に手話通訳者を配置（各所属にて実施。地域福祉課が再配当する事業　８事業（予定））） | ・　市町村や民間の行事にも手話通訳者が派遣される必要があることから、市町村、民間の行事等へ手話通訳者が派遣されるように働きかける。<br>・　手話通訳者の採用やそれに対する補助については、市町村人事権に関わる内容であり、県の関与は難しいが、手話通訳の重要性について折に触れて関係所属と共有していく。 |